

障害福祉制度等一覧

1. 障害福祉制度

援護の種類		対象要件											制度の概要	留意事項等	申請窓口		
		手帳の障害範囲										18歳					
		視	聴平	音言	上肢	下肢	体幹	脳原性	上移	内部	知的	精神				未満	以上
有料道路通行料割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	A		○	○	身体障害者手帳及び療育手帳Aに自動車のナンバーを登録することにより、その自動車でも有料道路を利用した際に通行料が半額になります。	第1種(本人運転、介助者運転ともに割引の対象) 療育手帳A 第2種(本人運転のみ割引の対象) 登録できる車は1台限りです。 ETCでの利用もできます。	保健福祉課 各支所
旅客運賃割引	JR旅客運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	切符購入又は運賃を支払う際に手帳を提示すると運賃が割引になります。 「JR、バス、航空」を利用する際(第1種の手帳) 本人・介護者が運賃の割引が受けられます。 (第2種の手帳) 本人のみ運賃の割引が受けられます。	身体障害者手帳、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃割引」欄に第1種、第2種の記載があります。 「JR」 第1種障害者が介護者と乗車 普通運賃、普通急行運賃、回数券、定期乗車券が半額 第1種障害者、第2種障害者が単独で乗車 100キロを超える区間の普通乗車券が半額 ※12歳未満は定期乗車券の割引は受けられませんが、介助者は介護者(第2種も可)は割引の対象となります。	JR各駅窓口
	バス運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		「バス」 一般路線バス(夜行、長距離を含む)運賃が半額となります。	運賃を支払う際に手帳を提示
	航空運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		「航空機」 12歳未満は運賃の割引が受けられません。	各航空会社窓口
	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			運賃を支払う際に手帳を提示
NHK放送受信料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方で免除事由に該当すると、NHK放送受信料が免除されます。	全額免除 世帯構成員全員が非課税 半額免除 世帯主が重度障害者で放送受信契約者	保健福祉課 各支所
携帯電話基本使用料等割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話取扱店で手帳を提示し手続きをすると基本使用料等の割引が受けられます。	利用する携帯会社により割引率や割引対象範囲が異なります。	携帯電話販売窓口
NTT無料電話案内「ふれあい案内」		○			1~3		1~3	1~3	1~3		○	○	○	○	電話帳の利用が困難な方を対象に無料で番号案内(104)を行うサービスです。	NTTへ事前の登録が必要です。	問い合わせ先 0120-104174
公共施設等	町内温泉施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町内の温泉施設等を利用する際に手帳を提示すると利用料が割引となります。	施設により割引金額が異なります。 山出温泉、あけぼの温泉、ゆらり内海が割引対象施設となります。	各施設窓口
	海中展望船	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	乗船券を購入する際に手帳を提示すると利用料が半額になります。	天候等により運休することがあるため事前の問合せください。	瀬ノ浜待合所 西海支所
パーキングパーミット制度		1~4	聴 2,3 平 3,5		1~4	○	○	1,2	○	1~4	A	1	○	○	身体障害者等用駐車場の利用対象者に県内共通の利用者証を交付し駐車場を設置する事業所の協力を得ながら適正な利用を図ることを目的としています。	利用証の交付を受けた方であっても「優先的な利用」や「利用の保障」を行うものではありません。 27府県でも相互利用が開始されました。	保健福祉課
駐車禁止除外指定車標章		○	聴 2,3 平 3		1 2の1 2の2	1~4	1~3	1,2	1,2	1~3	A	1	○	○	歩行等が困難な方が自ら使用する自動車に駐車禁止指定車標章を交付し、駐車禁止規制の適用から除外します。	住所地を所轄する警察署で事前の申請が必要です。	愛南警察署
新マル優制度(預貯金等利子非課税)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	郵便貯金、銀行等の預貯金、国債、地方債の利子に課せられる税が手続きをすると非課税になります。	限度額は額面で350万円までとなります。	金融機関等窓口
福祉住宅(城辺ふれあい住宅)													○	○	住宅に困窮している方に対して低額な使用料の住宅を提供します。	入所に関する資格要件があります。 福祉住宅(バリアフリー) 2棟	保健福祉課
福祉サービス利用援助事業													○	○	判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の管理、書類の預かりなどを行います。	申請後、面接等があり利用決定します。 現金、有価証券、骨董品、宝石などの預かりはできません。	愛南町社会福祉協議会

援護の種類	対象要件											18歳未満以上	制度の概要	留意事項等	申請窓口			
	手帳の障害範囲																	
	視	聴平	音言	上肢	下肢	体幹	脳原性上移	内部	知的	精神								
介護タクシー助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者の方がなどが、介護タクシーを利用して医療機関へ受診等をした場合に、利用料金の一部を助成します。	常時寝たきり又は歩行機能障害のため、車椅子又はストレッチャー等を使用することにより介護タクシーで医療機関へ受診等が可能な方が対象となります。	高齢者支援課
生活福祉資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	他の貸付制度が利用できない世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。	生活福祉資金は個人ではなく世帯を対象とした貸付制度です。資金の種類により貸付の対象となる世帯が異なります。	社会福祉協議会
福祉タクシー助成事業	手帳の等級が1級、2級											A	65歳以上	交通が不便な地域の方に対しタクシー料金の一部を補助する事業です。	バス停やバスのフリー乗降区間から自宅までが300メートル以上離れている方が対象となります。年齢は4月1日が基準日となりますので、基準日以降に65歳になった方は翌年度からの利用となります。	高齢者支援課		
人工透析患者通院交通費助成事業														○	○	人工透析を受けている方の経済的負担の軽減を図るため通院に要するタクシー料金の一部を助成します。	人工透析での通院以外で利用はできません。	保健福祉課

2. 年金、手当、税

援護の種類	対象要件											18歳未満以上	制度の概要	留意事項等	申請窓口			
	手帳の障害範囲																	
	視	聴平	音言	上肢	下肢	体幹	脳原性上移	内部	知的	精神								
障害基礎年金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳以上	傷病等によって一定程度の障害の状態にある方が受け取ることができる年金です。	一定以上の障害の状態であっても受給要件を満たしていないと障害基礎年金の請求はできません。障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級は異なります。	町民課年金係 年金事務所		
特別障害者手当													20歳以上	重度の重複障害等があり、日常生活において常時の介護が必要な在宅で生活する方に支給される手当です。	原則、診断書での認定になりますが身体障害者手帳、療育手帳で診断書の提出を省略できる場合があります。所得制限(本人、配偶者、扶養義務者)があります。	保健福祉課		
障害児福祉手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20歳未満	重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅で生活する児童に支給される手当です。					
特別児童扶養手当													精神又は身体に障害を有する在宅で生活する児童を監護する父母等に支給される手当です。					
自動車税の減免			3		1~6	1~5		1~6					○	○	身体、知的、精神に障害のある方が使用する自動車で一定の要件に該当する場合、自動車税の減免ができます。	18歳未満は生計同一者が所有する自動車も減免の対象となります。本人運転以外は使用回数、使用目的などの要件があります。精神の手帳は、通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限ります。	(普通自動車) 南予地方局 (軽自動車) 役場税務課	
軽自動車税の減免	1~4	2,3		1,2			1,2	1~3	A	1			○	○				
所得税、住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本人又は配偶者、扶養親族が障害者手帳の交付を受けていると障害者控除の対象となります。	特別障害と普通障害と控除額が異なります。申告の際に手帳の提示が必要です。	税務課	
相続税の障害者控除															相続人が85歳未満で障害のある方は、相続税の額から一定の金額を差引くことができます。		宇和島税務署	
個人事業税の減免	○														視覚に重度の障害のある方があんま、はり、灸、マッサージ業を営む場合、事業税が非課税となります。	視力が0.06以下の方が減免の対象となります。	南予地方局税務課	
贈与税の非課税	1級又は2級											A	1	○	○	特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、信託受益権の価額のうち6千万円までは贈与税が非課税となります。	適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。	宇和島税務署
ゴルフ場利用税の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害者手帳の交付を受けている方がゴルフ場を利用する場合、ゴルフ場利用税が非課税となります。	ゴルフ場を利用する際に手帳を提示する必要があります。	利用するゴルフ場	

3. 医療、補装具

援護の種類	対象要件											制度の概要	留意事項等	申請窓口		
	手帳の障害範囲										18歳					
	視	聴平	音言	上肢	下肢	体幹	脳原性	内部	知的	精神	未満				以上	
自立支援医療	更生医療	○	聴覚	○	○	○			○			○	医学的処置を行うことによって、その障害を除去又は軽減する施術に対して医療費の自己負担部分の一部を公費で負担します。	事前の申請及び判定を受ける必要があります。都道府県の指定を受けた医療機関等でないと自立支援医療の対象となりません。原則、1割の自己負担が必要です。更生医療は、施術する部位の身体障害者手帳が必要となります。	保健福祉課	
	育成医療	○	○	○	○	○	○	○	○			○				精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。
	精神通院									○	○	○				
重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳の等級が1級又は2級										A	○	○	保険医療機関において保険診療を受けた場合、医療費の自己負担部分を助成します。	県外の保健医療機関を利用した場合、一旦医療費の支払をし、後日、町民課で払い戻しの手続きをしてください。	町民課
補装具費給付事業	○	聴覚	言語	○	○	○	○					○	○	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に要した費用を給付します。	公費の対象となるのは事前の申請と判定を受けたものに限り、介護保険による福祉用具と共通する補装具は介護保険によるふくそ用具の貸与が優先となります。	保健福祉課
後期高齢者医療制度	1~3	2, 3	3, 4	1~3	1~4	1~3	1~3	1~3	1~4	A	65歳~74歳	一定以上の障害があり、本人が希望し、広域連合の認定を受けると被保険者になることができます。		障害者手帳の交付を受けていなくても国民年金証書(障害基礎)1, 2級を受給している方は対象となります。個人の所得状況に応じて保険料・自己負担割合が異なりますので事前にお問い合わせください。	町民課	

「補装具の種類」

障害の部位	補装具	備考
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ◎義肢(上肢義肢、下肢義肢) ◎装具(上肢装具、下肢装具、体幹装具、靴型装具) ◎座位保持装置 ◎電動車いす(普通型、簡易型) ○車いす(レディーメイド、オーダーメイド) ○重度障害者用意思伝達装置 ●歩行補助つえ(松葉づえ、ロフストランド・クラッチ、多点杖など) ●歩行器 	<ul style="list-style-type: none"> ◎印の補装具は、原則、愛媛県身体障害者更生相談所に来所し判定が必要なもの ○印の補装具は、医師の作成する補装具費給付の意見書により愛媛県身体障害者更生相談所が要否判定するもの ●印の補装具は、身体障害者手帳などによって町が要否の判断をするもの
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ●義眼(普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼) ●眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ) ●盲人安全つえ 	<ul style="list-style-type: none"> ●太字の補装具は、介護保険の福祉用具が優先するもの ●給付する補装具に該当する障害部位の身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○補聴器 高度難聴用(ポケット型、耳かけ型) 重度難聴用(ポケット型、耳かけ型) 耳あな型(レディーメイド、オーダーメイド) 骨導式(ポケット型、眼鏡型) 	
児童のみの補装具	座位保持いす、起立保持具、頭部保護帽、排便補助具	児童の補装具は、町の判断により給付の要否を決定します。

4. 地域生活支援事業

援護の種類	対象要件												制度の概要	留意事項等	申請窓口	
	手帳の障害範囲											18歳				
	視	聴	音	上	下	体	脳	性	内	知	精	未				以
手話通訳者派遣事業		聴										未	以	手話通訳を必要とする方が、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣しコミュニケーションをとる支援をします。	手話通訳者の派遣は原則、愛媛県内です。利用料は無料ですが事前の申請が必要です(原則1週間前)	保健福祉課
日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者の就労支援や介護負担を軽くするため、町と契約を結んだ施設等で一時的に預かり、必要な支援をします。	事前に利用登録の申請が必要です。利用希望日の3日前までに施設等に予約をください。自己負担は原則1割です。	保健福祉課
訪問入浴サービス事業				重度の肢体不自由								○	○	看護師及び介護士が自宅を訪問し、自宅の浴槽を使用できない方の身体の清潔を保持するため、浴槽を提供し入浴の介助をします。	健康診断書が必要となります。原則、週1回の利用です。自己負担は原則1割です。	保健福祉課
視覚障害者点訳等支援事業	○											○	○	声の広報誌、視覚障害等障害者関連事業の紹介、生活情報その他地域で生活する上で必要な情報を提供します。	利用料は無料ですが事前に利用申請が必要です。	保健福祉課
移動支援事業					○	○				○	○	○	○	単独で屋外の移動が困難な方に社会参加など必要と認められる場合にヘルパー外出時の支援を行いません。	利用は、町と契約したヘルパー事業所に限ります。自己負担は原則1割です。	保健福祉課
相談支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害福祉に関する相談や必要な情報の提供、権利擁護のために必要な支援を行いません。	家族、介護者の方も利用ができます。利用料は無料です。	保健福祉課
地域生活支援センター事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流や地域で生活するための支援を行います。	利用するためには事前の登録申請が必要です。利用料は無料です。	保健福祉課
重度障害者自動車改造事業				重度の肢体不自由								○		自らが所有、運転する車を改造する際に改造に要する経費を10万円を限度に助成します。	助成を受けるためには事前の申請が必要です。	保健福祉課
自動車免許取得費助成事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	運転免許を取得したときに、免許取得に要した経費の3分の2以内の額とし10万円を限度に助成します。	助成を受けるためには、免許取得後、6箇月以内に申請が必要です。	保健福祉課
成年後見人制度										○	○	○	○	成年後見制度の利用にあたり、必要となる経費を負担することが困難な方に対し補助金を交付します。	審査会に諮り補助金の交付の可否を決定します。	保健福祉課
日常生活用具給付事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常生活を営む上で不便さを軽減し日常生活がより円滑に行えるための用具を給付又は貸与します。	給付する種目ごとに対象となる障害部位の手帳が必要となります。自己負担は原則1割です。	保健福祉課

「日常生活用具給付品目」

種目	品目	対象要件
介護・訓練支援用具	①特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児童)、訓練用ベッド(児童)	①下肢又は体幹機能障害 ②平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害
自立生活支援用具	①入浴補助用具、便器 ②頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具 ③特殊便器 ④火災警報器、自動消火器 ⑤電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機 ⑥聴覚障害者用屋内信号装置	③上肢機能障害 ④障害種別に関わらず火災発生の感知・非難が困難 ⑤視覚障害 ⑥聴覚障害
在宅療養等支援用具	⑦透析液加温 ⑧ネブライザー、電気式たん吸引器 ⑨酸素ボンベ運搬車 ⑤盲人用体温計、盲人用体重計	⑦腎臓機能障害

種目	品目	対象要件
排泄管理支援用具	⑬ストーマ用具(ストーマ用品、洗腸用具) ⑭紙おむつ等(紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)取尿器	⑧呼吸機能障害 ⑨在宅酸素療法 ⑩音声言語機能障害
情報・意思疎通支援用具	⑩携帯用会話補助装置 ⑪情報・通信支援用具 ⑫点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー視覚障害者用活字読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計 ⑬聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置 ⑭人工喉頭 ⑮人工内耳体外機、電池 ⑯埋込型人工鼻	⑪上肢機能障害又は視覚障害 ⑫喉頭摘出 ⑬ストーマ造設者 ⑭高度の排尿・排便機能障害又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
居宅生活動作補助用具	⑮居宅生活動作補助用具	⑮下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変